

## 印刷の請負に係る最低制限価格制度試行要領

(令和2年3月30日元契検第148号)

(最終改正：令和6年3月21日5契検第160号)

(趣旨)

第1 この要領は、長野県が発注する印刷物の請負契約について、品質の確保及び企業の適正な利潤と、担い手の中長期的な確保を図るため、「最低制限価格制度実施要綱」、「最低制限価格制度に関するガイドライン」に基づき、最低制限価格を実施する場合の事務について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる機関)

第2 この要領の対象となる機関は、財務規則第2条に規定する「本庁」のうち「警察本部」を除いたものとする。

(対象となる案件)

第3 この要領の対象となる印刷物は、公募型見積合わせによる印刷業務のうち、予定価格が20万円以上の案件とする。ただし、特殊な印刷物（一般財団法人 経済調査会の印刷積算基準を用いることができない印刷物等）を除く。

(最低制限価格算定基準)

第4 最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

(見積参加者への周知)

第5 予算執行者は、最低制限価格を設定したときは、公募型見積合わせの公告に次の事項を記載し、見積参加者に周知するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない見積書を提出した者は、最低価格の見積者であっても採用とならないこと。

(採用者の決定)

第6 予算執行者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって見積書を提出した者のうち、最低の価格をもって見積した者を採用者とするものとする。

- 2 最低制限価格に満たない見積書を提出した者は、その案件の2回目以降の見積りには参加できないものとする。
- 3 見積参加者全員が最低制限価格に満たない見積書を提出した場合は、その案件の2回目以降の見積りは行わない。

(調査項目)

第7 契約・検査課は、採用者に調査票（別紙）を交付し、積算内訳について回答を求めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

## 積算内訳に関する調査票

事業者名 \_\_\_\_\_

調達件名 \_\_\_\_\_

### <積算について>

以下の内訳により回答してください。なお、これにより難しい場合は、任意様式でご提出ください。

企画 (デザイン等)	項目	判型	数量	単価	金額

制作	分類	項目	判型	色数	数量	単価	金額

刷版	版形式	版種	判型	面数	版数	台数	単価	金額

印刷	印刷形式	判型	頁折	折(種)	面数	通し数	色数	台数	単価	金額

用紙	判型	連量	実数	予備	合計	用紙名	単価	金額

製本・加工	加工項目	判型	数量	金額

諸経費	金額	積算

箱代・袋代等	金額	積算

梱包作業費	金額	積算

配送料	金額	積算